

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
施行令別表第一各号ニの規定に基づく環境大
臣の定める数値

発令 ……平成18年12月15日号外環境省告示第146号

最終改正…平成18年12月15日号外環境省告示第146号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六
年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一各号ニの規定に
基づき、環境大臣の定める数値（第二号にあつては数値の範囲）
は、各号のとおりとする。

一 令別表第一第一号ニに規定する環境大臣の定める数値 二万五
千

二 令別表第一第二号ニに規定する環境大臣の定める数値の範囲
二十五以上二万五千未満

三 令別表第一第三号ニに規定する環境大臣の定める数値 二十五